別表

事業別実施基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 事業主体 | 事業内容 | 補助率  補助上限 | 採択基準 |
| 園芸作物  パワーアップ事業 | 農業協同組合  農業者の組織する団体(生産部会など)  認定新規就農者  認定農業者 | 施設園芸の強化に向け、農作物生産に必要な生産設備の導入や優良品種の種苗導入等に対する支援  【対象作目】園芸作目  (1)園芸施設の導入(ハウス等)  (2)機械・設備の導入  (3)優良品種の種苗導入（振興作目） | 〇振興作目  対象経費（税抜）の2/3以内・200万円（ハウスは400万円）  〇 振興作目以外  対象経費（税抜）の1/2以内・100万円（ハウスは200万円） | (1）いわき市農業生産振興ブランド戦略プランに基づく振興作目を基本とする  (2)これまで出荷目的で栽培してきた作目の生産を強化するために取り組む事業を対象とする。  (3)導入資材等は受益面積等に合致したものとする  (4)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとする  (5)「優良品種」は、いわき市農業生産振興ブランド戦略プランに定める振興作目であって、以下のいずれかに該当するものをいう。  ・福島県オリジナル品種  ・福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分に定める品種  ・福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種 |
| チャレンジ作目導入事業 | 農業協同組合  農業者の組織する団体(生産部会など)  認定新規就農者  認定農業者 | 新たな作目の導入に要する生産設備の導入や優良品種の種苗導入に対する支援  【対象作目】園芸作目  (1)園芸施設の導入（ハウス等）  (2)機械・設備の導入  (3)優良品種の種苗導入（振興作目）  (4)生産資材の導入 | 〇振興作目  対象経費（税抜）の2/3以内・200万円（ハウスは400万円）  〇 振興作目以外  対象経費（税抜）の1/2以内・100万円（ハウスは200万円） | (1)いわき市農業生産振興ブランド戦略プランに基づく振興作目を基本とする  (2)これまで出荷用としては栽培していない作目を、新たに出荷目的で一定面積以上(**概ね5a以上**)生産する作目を対象とする  (3)導入資材等は受益面積等に合致したものとする  (4)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとする  (5)「優良品種」は、いわき市農業生産振興ブランド戦略プランに定める振興作目であって、以下のいずれかに該当するものをいう。  ・福島県オリジナル品種  ・福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分に定める品種  ・福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種  (6)「生産資材の導入」は、新たな生産活動に係る資材を対象とする。（マルチ・支柱・出荷資材等） |
| スマート農業  事業 | 農業協同組合  農業者の組織する団体(生産部会など)  認定新規就農者  認定農業者 | 「福島県スマート農業等推進方針」に定める「営農類型別のスマート農業等技術」に記載する技術の導入に対する支援 | 対象経費（税抜）の2/3以内（300万円） | (1)導入資材等は受益面積等に合致したものとする  (2)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとする  (3)トラクター、直進アシスト田植機、コンバインについては、一定の耕作面積基準以下である場合、補助事業の対象外とする。（基準は別紙参照）  (4)鳥獣関係の補助事業については、募集の対象外とする。（同じく市の鳥獣被害対策事業費補助金の利用が可能なため） |
| 直売所ステップアップ事業 | 農業協同組合  農業者の組織する団体(生産部会など)  認定新規就農者  認定農業者 | 直売所等のステップアップに向け、設備導入等に対する支援  (1)ＰＯＳ・在庫管理システム等やキャッシュレス決裁の導入等、ラベル・POP等作製機器等の導入費用  (2)直売所で使用する什器や棚、冷凍庫や冷蔵庫等の導入費用  (3)直売所等を紹介するHPやパンフレット等の新規作製費用  (4)フェア等のイベント開催に係る広報宣伝費用 | 対象経費（税抜）の1/2以内（100万円） | (1)導入費用は必要最小限のものとする  (2)主に本市農産物を取り扱う直売所等を対象とする。  (3)パンフレット等については、新規作製費用のみとし、改変・増刷等は対象外とする  (4)フェア等については、不特定多数を対象とする場合に限る |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 事業主体 | 事業内容 | 補助率  補助上限 | 採択基準 |
| ６次化推進事業 | 農業協同組合  農業者の組織する団体(生産部会など)  認定新規就農者  認定農業者 | 農産物の６次産業化による高付加価値化を推進するための支援  【対象作目】  園芸作目・土地利用型作目（水稲、大豆、麦、そば）  (1)加工施設・設備導入費用（ハード事業）  (2)商品開発に係る支援（ソフト事業） | (1)ハード事業  対象経費（税抜）の1/2以内（75万円未満）  (2)ソフト事業  対象経費（税抜）の1/2以内（100万円） | (1)いわき市農業生産振興ブランド戦略プランに基づく振興作目、土地利用型作目（水稲、大豆、麦、そば）を基本とする。  (2)本市農産物の６次産業化に関するもののみを対象とする。  (3)導入費用は必要最小限のものとする  (4)設備と一体的に使用する備品等も対象とする（単なる消耗品を除く）  【対象経費】  (1)ハード事業  　加工品を自ら生産開始、または生産拡大するために必要な加工機械等の整備に要する費用  (2)ソフト事業  開発製造委託料（原材料費は除く）、パッケージデザイン開発費用、専門家等からの助言・指導に係る費用、成分分析・安全性や機能性の評価試験等に係る費用、講習受講・資格取得等受験費用等 |
| 農産物のブランド化・販路拡大事業 | 農業協同組合  農業者の組織する団体(生産部会など)  認定新規就農者  認定農業者 | 農産物のブランド化や販路拡大を推進するための支援（ソフト事業）  (1)地理的表示（GI）保護制度登録に係る費用  (2)商標の取得に係る費用  (3)有機栽培の認証取得及びPRに係る費用  (4)GAPのPRに係る費用（認証取得費用は対象外）  (5)販路開拓に必要な市場調査や研修に係る費用  (6)ECサイトの新規開設やECモールに出店するための費用  (7)商談会、品評会等への出展に係る費用  (8)農園や農産物を紹介するHPやパンフレット、ロゴデザイン、出荷資材等の新規作製費用  (9)団体で共同出荷する場合の段ボール等作製費用 | 対象経費（税抜）の1/2以内（50万円）  ※商標取得・有機栽培認証取得に関しては定額（上限50万円） | (1)いわき市農業生産振興ブランド戦略プランに基づく振興作目、土地利用型作目（水稲、大豆、麦、そば）を基本とする。  (2)導入費用等は、必要最小限のものとする。  【対象経費】  (1)地理的表示（GI）保護制度登録については、出願手数料、登録手数料、更新登録料、商標取得に関して専門業者に委託した費用  (2)商標取得については、出願手数料、登録手数料、更新登録料、商標取得に関して専門業者に委託した費用  (3)有機栽培の認証取得・PRについては、基本料金、検査員人件費、検査員旅費、有機JAS講習会受講料等、登録認定機関に対して直接支払った費用、のぼり旗、商品貼付シール、パンフレット等PR資材作製に係る費用  (4)GAPのPRについては、のぼり旗、商品貼付シール、パンフレット等PR資材作製に係る費用  (5)販路開拓に必要な市場調査や研修については、市場調査委託費用、研修会講師謝礼・旅費等（申請者分の旅費等は対象外）  (6)ECサイトについては、新規開設に係る構築費用や出店するための初期費用、運営月額経費、広告宣伝費等  (7)商談会・品評会等については、出展料、出展ブースの装飾品や送料等（申請者分の旅費等は対象外）  (8)農園や農産物を紹介するHP等については、新規作製費用のみとし、改変・増刷等は対象外  (9)団体で共同出荷する場合の段ボール等については、農産物のブランド化に資する取り組みとして同一のロゴを使用した段ボール等出荷資材を作製する費用 |